

農業体験施設「函館市亀尾ふれあいの里」体験農園利用者募集

4月20日(日)に開園する「函館市亀尾ふれあいの里」の体験農園利用者を募集しています。亀尾ふれあいの里には、体験農園のほか市民農園・果樹園があり、色々な農作業を体験することができます。

また、併せて整備したピオトープでは水生生物の観察ができるほか、多目的広場では新鮮野菜の産直市などの各種イベントの開催を予定していますので、多くの市民の皆さんのご利用をお待ちしております。

施設の概要	場 所 函館市米原町126番地3ほか 施 設 市民農園 80区画(1区画は25㎡) 体験農園 5圃場4水田, 果樹園, ピオトープ (附帯施設) 管理棟, トイレ, 農機具倉庫, 駐車場(162台分), 広場等						
募集内容 (一連農業体験) 種まき等から収穫まで年3~4回の一連の体験となります。	体験メニュー	米	そば	枝豆	イチゴ	馬鈴薯	スイートコーン
	募集人数	400名	40名	200名	200名	200名	200名
	1回目の体験実施予定時期	5月下旬 ほか3回	6月下旬 ほか3回	5月下旬 ほか2回	4月下旬 ほか2回	5月下旬 ほか2回	5月中旬 ほか2回
利用期間	体験会実施日の実施時間帯 各体験は各体験適期の日曜日に実施する予定です。 体験の実施回数は、米・そば年4回, その他の作物は年3回の予定です。						
利用料金	1年度1人1作物につき, 大人400円・小人200円 利用の許可を得た各体験作物の体験分(種まき等~収穫まで一連の年3~4回)すべての利用料金となります。						
応募方法	「体験農園使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ, 4月3日(木)必着(郵送の場合は4月3日消印有効)まで提出してください。						
申請書提出先	次のいずれかに提出してください。 函館市農林水産部農林課(市役所本庁舎3階) 〒040-0866 函館市東雲町4番13号 FAX23-0325およびEメール nourinka@city.hakodate.hokkaido.jp 持参・郵送・FAX・Eメールのいずれの方法でも構いません。 特定非営利活動法人 亀尾年輪の会(指定管理者) Eメール info@kameo-fureainosato.com Eメールで申請書を添付ファイルとして提出してください。						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者多数の場合は公開抽選となります。 ・ 実施となる場合には, 指定管理者より応募者へ別途ご連絡いたします。 ・ 締切日において, 応募者が定数に満たない場合には再募集を行います。 ・ 市民農園の利用者も募集しております。 						
お問い合わせ	管理運営: 指定管理者 特定非営利活動法人 亀尾年輪の会 ・函館市亀尾ふれあいの里管理棟 58-0831 4月20日~11月10日までの午前9時~午後5時まで 管理者直通 080-5586-6704 午前9時~午後5時まで E-mail: info@kameo-fureainosato.com 亀尾ふれあいの里ホームページ http://www.kameo-fureainosato.com 函館市所管部局: 農林水産部農林課 21-3342・3344						

体験農園の利用申請にあたって

体験農園を利用できる方

利用者の住所を有する区域に制限はありません。

どなたでも利用の申請をすることができます。

体験農園の利用について

「函館市亀尾ふれあいの里体験農園利用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、募集期間内に申請してください。

体験農園については、指定管理者が各農業体験に応募したものの数を考慮のうえ、複数の許可をすることができるとされていますので、複数の農業体験が可能な場合には、複数の体験農園の利用の申請ができます。

募集期間終了後、体験農園利用者が定員に満たない場合は再募集を行います。

応募者が利用者定員を超えた場合には抽選となります。

利用料金等について

利用料金については、年度の途中からの利用となる等の場合においても1年度の利用料金となり、利用料金の減免や月割による利用料金の設定などはありません。

また、年度の途中で利用を中止する等の場合においても、利用料金は還付はありませんのでご承知置き下さい。

利用料金のお支払いについては、指定管理者が指定する支払日および支払場所で現金にてお支払い下さい。

やむを得ず指定日にお支払いが不可能となる場合には、必ず事前に指定管理者までご連絡ください。

事前に連絡無く、期日までに利用料金のお支払いが無い場合につきましては、公平平等な施設運営のため、お客様が体験農園を利用する意志がないとみなし、新たな利用希望のお客様にご利用卒をご提供させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきます。

体験農園を利用する際の留意事項

許可を受けた目的以外に使用したり、他人に転貸したり、使用の権利を譲渡してはいけません。

許可無く、物品の販売や寄附の要請その他これらに類する行為をしてはいけません。

建築物等を設置してはいけません。

危険物等を持ち込んではいけません。

所定の場所以外で火気を使用し、または喫煙してはいけません。

附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動してはいけません。

ふれあいの里の施設およびその敷地内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしてはいけません。

騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけるはいけません。

所定の場所以外に出入りしてはいけません。

動物（身体障害者補助犬を除く。）を伴って施設に入ってはいけません。

農薬を使用してはいけません。（体験農園に勝手に農薬を持ち込んだり、散布してはいけません。）

体験実施時以外に許可無く体験農園に立ち入ったり、勝手に作物を持ち帰ってはいけません。

その他、指定管理者の指示に従うこと。